（第1号様式）

**捕 獲 檻 借 用 に 関 す る 同 意 書**

令和　　年　　月　　日

座 間 市 長

〒 -

住　所

氏　名

連絡先

私は、次の事項を承諾のうえ、捕獲檻を借用することについて同意いたします。

* この捕獲檻には損害保険はついておりません。捕獲檻により受傷しても、市は賠償の責任義務を負いません。
* この捕獲檻で捕獲できるのは有害鳥獣である「アライグマ」「ハクビシン」「タヌキ」「アナグマ」のみです。それ以外の鳥獣（ネコ等）がかかってしまった場合は、必ずその場で放獣して下さい。特にネコ等の動物愛護法の保護対象種は、別の場所に遺棄したり虐待等をすると処罰される場合がありますので絶対にやめてください。
* 捕獲檻を故障につながるような無理な使用はしないでください。なお、捕獲檻を破損又は紛失したときは直ちに市へ報告してください。修繕若しくは同等品を返却していただく場合があります。
* 捕獲檻は鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可区域内にのみ設置できます。捕獲檻の設置は、必ず許可を受けた方が行い、他の人への又貸しはしないでください。
* 捕獲檻に仕掛けるエサ（リンゴ等）は自己負担でお願いします。
* 有害鳥獣「アライグマ」「ハクビシン」「タヌキ」「アナグマ」を捕獲した際は、平日午前中に市へご連絡ください。市委託業者が引取りに伺います。ただし閉庁時（土･日･祝日及び１２月２９日から１月３日までの間と平日の夜間）は対応できません。また、捕獲許可期間を過ぎた場合も引取りはできません。
* 捕獲檻の貸出期間は原則１カ月間です。期間終了後は捕獲檻を水洗し速やかに市へ返却してください。
* その他疑義が生じた場合は市と協議してください。

（第2号様式）

 **様**

**捕 獲 檻 借 用 に 関 す る 同 意 書**

次の留意事項を了承のうえ、捕獲檻の貸与を受けてください。

* この捕獲檻には損害保険はついておりません。捕獲檻により受傷しても、市は賠償の責任義務を負いません。
* この捕獲檻で捕獲できるのは有害鳥獣である「アライグマ」「ハクビシン」「タヌキ」「アナグマ」のみです。それ以外の鳥獣（ネコ等）がかかってしまった場合は、必ずその場で放獣して下さい。特にネコ等の動物愛護法の保護対象種は、別の場所に遺棄したり虐待等をすると処罰される場合がありますので絶対にやめてください。
* 捕獲檻を故障につながるような無理な使用はしないでください。捕獲檻は鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可区域内にのみ設置できます。捕獲檻の設置は、必ず許可を受けた方が行い、他の人への又貸しはしないでください。
* 捕獲檻は鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可区域内にのみ設置できます。捕獲檻の設置は、必ず許可を受けた方が行い、他の人への又貸しはしないでください。
* 捕獲檻に仕掛けるエサ（リンゴ等）は自己負担でお願いします。
* 有害鳥獣「アライグマ」「ハクビシン」「タヌキ」、「アナグマ」を捕獲した際は、平日午前中に市へご連絡ください。市委託業者が引取りに伺います。ただし閉庁時（土･日･祝日及び１２月２９日から１月３日までの間と平日の夜間）は対応できません。また、捕獲許可期間を過ぎた場合も引取りはできません。
* その他疑義が生じた場合は市と協議してください。

**＊ご注意＊**

**アライグマは大変狂暴です。**

**檻にかかった場合は絶対に近づかないようにしてください。**

**この檻（№　　　）の貸出期間は　　　月　　　日までです。**

**期間終了後は、捕獲檻を水で洗浄し鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可書を添えて速やかに返却して下さい。**

**連絡先　座間市 環境経済部 農政課　　電話　０４６（２５２）７６０１**